

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第34回）議事録

1. 日時 平成29年6月21日（水） 15:59～17:02

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、池田 千鶴 委員、内田 真人 委員、
大谷 和子 委員、岡田 羊祐 委員、北 俊一 委員、酒井 善則 委員、
関口 博正 委員、長田 三紀 委員（以上、10名）

② 総務省

富永 総合通信基盤局長、巻口 電気通信事業部長、秋本 総合通信基盤局総務課長、
竹村 事業政策課長、安東 事業政策課調査官、堀内 事業政策課企画官、影井 事業政策
課課長補佐、宮野 事業政策課課長補佐、藤野 料金サービス課長、柳迫 料金サービス
課課長補佐、荻原 電気通信技術システム課長、杵浦 電気通信技術システム課課長補佐、
廣重 番号企画室長、神田 番号企画室課長補佐、徳光 消費者行政第一課長、湯本 消
費者行政第二課長

4. 議題

(1) 報告書案について

(2) その他

○山内主査 本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会（第34回）」を開催いたします。

本日の出欠状況でございますけれども、本日は石井委員、それから三友委員がご欠席ということでございます。

それでは、配付資料の確認について事務局をお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐 配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料34-1及び34-2、参考資料34-1及び34-2の計4点となっております。過不足等ございましたら事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山内主査 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、本日の議題は、議事次第にありますように、「報告書案について」ということになっております。

前回の委員会で、二次答申の取りまとめに向けて検討すべきとされた項目が一応全て扱われたということになると思います。そこで、それを踏まえまして私のほうから事務局に報告書案を作成するように指示をしたということでございます。これを受けまして、事務局において資料34-1のとおり、報告書案をまとめていただきました。

この内容については、後ほど事務局から説明がありますが、まず、構成についてだけちょっと触れておきたいと思います。構成は、34-1の表紙裏の目次に記載されております。まず、冒頭の「はじめに」というのがございまして、第1章「固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等」、第2章「IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方」、第3章「IP網への移行に対応した緊急通報の確保」、第4章「技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保」、第5章「IP網への移行に関する諸課題への対応」、第6章「固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて（まとめ）」ということになっております。以上の6章で整理をしていただいております。末尾に「おわりに」という形でまとめがつけられております。

そこで、本日の進め方ですけれども、まず最初に事務局から報告書案の全体についてご説

明いただきます。その後、議論ということになるわけですが、議論の順番としては2つに分けて、前半でまず目次の「はじめに」の部分から第2章まで、これ扱いたいと思います。その後に第3章から「おわりに」までをまとめて議論と。この2つに分けて行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずは資料に基づいて事務局から内容をご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○安東事業政策課調査官 資料34-1に基づきまして説明をさせていただきます。ただいま、山内主査からお話ございましたとおり、これまで移行工程・スケジュール、また、一次答申から引き続き検討することとされた7つの項目につきまして、目次の整理のとおり章分けを行っております。これに基づきまして順次説明をさせていただきますが、今回、二次答申に向けましては、それぞれの委員会で一つ一つ検討の視点を含めて整理をしております。そういう整理を踏まえて文書化しているという経緯がございますので、内容については簡潔にご説明をするよう努めたいと思っております。

それでは、2ページ目をごらんください。第1章「固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等」でございます。予見可能性、多様なサービスを自由に選択できることを念頭に、委員会において4月6日の第28回委員会他においてNTTから示された考え方等を踏まえつつ、具体的には2ページ目の下のポンチ絵、また、3ページ目の上のポンチ絵のようなポンチ絵に基づいた考え方等が示されましたので、具体的な移行工程・スケジュールと移行に伴い求められる主な利用者対応について検討、整理を進め、対応の方向性や留意点の明確化を図ったところでございます。

具体的には3ページの(1)からでございますが、サービス移行に係る具体的な移行工程・スケジュールとしまして、①PSTNからIP網への移行完了時期につきましては、「2025年1月」と整理されたところでございます。

続きまして4ページ目、②メタル電話からメタルIP電話へのサービス移行(契約切替え)時期につきましては、「2024年1月」と整理いただいたところでございます。

5ページ目、③メタルIP電話の料金等の確定・契約切替え等に係る周知の開始時期につきましては、「遅くとも2022年1月(早期化について引き続き検討が必要)」と整理をいただいております。

④サービス終了時期の確定・公表時期につきましては、「二次答申取りまとめ後、可能な限り早期」と整理いただいております。

6 ページ目をごらんください。(2) サービス移行に伴い求められる主な利用者対応でございます。①の契約切替(方法)につきましては、A案、B案の提示がNTTよりありましたが、その内容について吟味した上で、合理的かつ簡素な手続きで行う観点から検討を行っていく必要があるという整理をいただいております。

また、②利用者への周知(内容・方法)、③サービスの終了に伴う代替サービスの確保、8 ページ目の④NTTと他事業者との連携、⑤利用者や利用者団体等からの相談・問い合わせ対応につきまして、それぞれ方向性・留意点の整理をいただいているところでございます。

9 ページ目、(3) 具体的対応に向けた今後の取り組みについてでございますが、①サービス移行につきましては、2パラでございます。委員会において、今後も随時フォローアップをしていくことが必要としております。その上で、3パラ目、「利用者の予見可能性やサービス選択可能性を確実に担保するために代替役務の提供状況、利用者の範囲等を踏まえ、利用者利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスに関し、その廃止・移行に係る取り組みをあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールの導入について、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討する必要がある」と整理されております。

②設備移行につきましては、10 ページをごらんください。「事業者間意識合わせの場」等における検討・整理を加速すること、委員会において今後も随時フォローアップをしていくことと整理されております。また、最後のパラグラフでございますが、設備移行に係る検討・整理の状況も踏まえ、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度」に関して、総務省において必要な制度設計を検討する必要があるとして整理いただいているところでございます。

続きまして、11 ページ目、第2章「IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方」についてでございます。第2章は2点を包含してしております。1点目が2.1といたしまして、電気通信番号の適正な管理・利用の仕組みの導入としております。こちらは4月28日の本委員会において議論、整理をいただいた内容でございます。まず1パラ目、現在のPSTNにおきましては、PSTNを介しまして番号管理の機能を有する交換機に呼制御信号を接続するという仕組みでございます。この仕組みは、事業者網間が今後、IP接続された場合には対応しておりません。IP-IP接続で音声呼を発着信する場合は、SIPサーバからのIPアドレスに対応した信号で発番事業者が保有するデータベースに番号を問い合わせ、その番号データベースがこれに応答するという「番号解決」になります。これをENUM方

式の仕組みで実装していくことが必要となってまいります。

3パラでございますが、このため、2021年1月から開始されるIP接続にあわせまして、電話の発着信にかかわる全ての事業者がENUM方式に対応した「番号解決」の機能を導入することが必須となります。これまでNTT東西の交換機に依存してきた番号管理の仕組みが業界全体で大きく再構築されることとなります。

4パラ目ですが、委員会におきましては、以下の3つの観点から電気通信番号の適正な管理・利用の確保に関する喫緊の課題について整理を行いました。すなわち、(1) IP-IP接続に対応した番号管理の実効性・継続性の確保、(2) 番号の移転に係る適正な管理の確保、(3) 番号資源の公平かつ効率的な利用の確保でございます。

11ページの下(1)でございますけれども、12ページをごらんいただきますと、先ほどご紹介しましたとおり、IP接続後は全ての発番管理、「番号解決」をそれぞれの事業者がENUM方式によって実施することが必要になってまいります。また、事業者においての事業の休廃止が行われる場合の番号の「承継」規定が現在の事業法にないというような課題がございます。

(2) につきましては、卸売サービスの展開が進んでいる中で、卸先事業者、卸元事業者との関係で、発番を受けた卸元事業者が適切に卸先事業者に対する指導を行うことにより「番号ポータビリティ」の申し出などの対応の適切化を図るということも必要ではないかという課題がございます。

(3) につきましては、番号指定を受けた事業者がその番号を十分に使っていない、利用率の課題について、それぞれ0120番号などを例にとりながら課題の整理を行っているところでございます。

こういう点を踏まえまして、14ページ、具体的方向性(考え方)でございます。IP-IP接続に対応した番号管理の実効性・継続性を確保するとともに、卸電気通信役務により番号利用事業者が発番事業者と異なる場合も含めて電気通信の適正な管理・利用を確保することが重要な課題。将来を含めた電気通信番号の未利用等の問題に対応して、番号資源の公平かつ効率的な利用の確保についても対応の必要性が増している。現行制度上、柔軟な番号管理が困難である等の課題がある。こういう課題に対応するため、以下の①②③の制度的対応が必要としております。

①は実効性・継続性の確保のためにENUM方式による番号解決及び発番管理の実施義務。事業の休廃止または譲渡等の場合における円滑な地位の承継を可能とする仕組み。

②は、卸電気通信役務により番号利用事業者、発番事業者が異なる場合に、卸先事業者における番号制度上の義務の履行の決定を図るよう、番号の適正な管理を確保するための仕組み。例えば、卸元事業者から卸先事業者への指導等。

③は、番号の公平かつ効率的な利用を図るためという点で、その番号に係る義務の履行状況を一定期間ごとに確認する仕組み。また、一定期間利用されていない場合、義務が履行されていない場合に、番号の利用に関する取消し等の処分を可能とする仕組みなどの対応が必要であるとしております。

こうした制度的対応につきましては、事業者に対して新たな権利義務を課すことになる内容が含まれておりますので、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討することが適当であるとされております。

15 ページ目をごらんください。最後のパラグラフでございますが、事業者においても、電気通信番号の未利用等の問題に対応する観点から、現在の番号管理の単位を細分化するなど、効率的かつ柔軟な利用に資する取組について検討していくことが必要と整理をしております。

続きまして16 ページ目、番号に関しての2つ目のチャプターでございますが、「固定電話の『双方向番号ポータビリティ』の円滑な導入」についてでございます。こちらにつきましては、17 ページ目冒頭でございますが、一次答申を踏まえまして、事業者において「双方向番号ポータビリティ」の実現に向けた検討・協議が継続的に進められており、5月19日の第31回委員会でこれまでの議論を踏まえ、双方向番号の実現にかかる費用、運用方法、番号データベースの扱い、適応するルーティング機能、及び以下の図にありますようなスケジュールの検討状況について報告があったところでございます。

こういう点を踏まえまして、下の具体的方向性（考え方）でございますが、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」につきましては、第1章の移行・工程スケジュールなども勘案いたしまして、IP網への移行完了を2025年1月までに開始する必要がある。そのために事業者間でのIP-IP接続、2021年1月から開始します、こちらにあわせてENUM方式に対応した「番号解決」の仕組み、「発番管理」の仕組みを構築する必要があるとしております。これを前提に、事業者においては、先ほどの報告された内容をもとに、引き続き運用方法、例えば申込受付、重要事項説明に係るその業務の実施者、順序、業務間の連携、また、番号データベースに関しては共用を希望する事業者が必要と考える条件、費用負担等の扱い、及び全体の運用方法などが決まった後でございますが、費用負担等のあり方等につ

いての検討・協議を速やかに進めていく必要があるとしております。また、一次答申でも触れられておりました「ロケーションポータビリティ」の拡大についても検討・協議を進めていく必要がある。総務省においては、事業者間協議を引き続き促進するとともに、必要な制度整備を行うことが適当とまとめております。

続きまして19ページ目、第3章「IP網への移行に対応した緊急通報の確保」でございます。まず、緊急通報につきましては、1パラ目、110番、118番、119番通報を緊急通報受理機関（警察機関・海上保安機関・消防機関）に接続する機能が現在の固定電話及び携帯電話には具備されております。緊急通報は「ユニバーサルサービス」として位置づけられており、そのコストの一部はユニバーサル交付金制度により補填をされているところでございます。

続きまして20ページ目でございます。緊急通報における回線保留機能等につきましては、回線保留、光IP電話の自動呼び返し、また、携帯電話のコールバック、それぞれにつきまして下のイメージ図のような現状を整理しているところでございます。

21ページをごらんください。検討の経緯でございます。NTTは、まず指令台からのコールバックによる対応を提案しております。回線保留の実現が今後難しくなるという前提でこのような提案をしておりますが、緊急通報受理機関からはNTTに対して、回線保留と同等の機能の維持や代替機能に関する十分な説明等を求める要望が寄せられております。

3パラ目でございますが、4月21日の本委員会におきまして、緊急通報受理機関からは、現行の「自動呼び返し機能」の維持、「コールバック」がつながりやすくなる機能、例えば1XY番号通知、転送解除などのような5つの機能等についての要望が示されております。こうした要望を踏まえて、6月2日の本委員会におきましては、NTTから、21ページの一番下でございます、「回線保留」に近い「呼の保留」を実現するために、現在の標準化されたSIPサーバ、22ページでございます、この機能が対応していないため、呼処理の基本的な手順を変更するための標準化とは異なる独自の技術開発及びネットワークの大規模改修が必要となる。また、SIPサーバの改修、利用者端末の改修、その他コストがかかるという説明がなされております。

その上で、「指令台からのコールバック」について通話がつながりやすくなる5機能（①1XY番号通知、②転送解除、③着信拒否解除、④第三者発着信制限、⑤災害時優先接続）を実施することにより、現行の「IP網からの自動呼び返し」に近い機能を実現できるとの考え方が示されております。また、4月、6月の本委員会におきましては、緊急通報全体に

占める携帯電話発の割合が増えている状況を踏まえ、固定電話のみならず携帯電話の「指令台からのコールバック」についても同時に機能の見直しを考えていく必要があるとの指摘がございました。

これを踏まえまして具体的方向性（考え方）でございます。1パラ目ですが、IP網への移行後における「回線保留・逆信」の代替機能として、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能を確実に実現し、これにより現行の「IP網からの自動呼び返し」に近い機能も実現可能とするNTTの提案について、これが十分円滑かつ確実に機能するのであれば、技術面及びコスト面の観点から、現実的かつ合理的な対応であることが委員会において確認されたところでございます。

また、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能に関しては、携帯電話事業者にも実現に向けた対応を求めていくことが適当であるとしております。

23ページ目の1パラ目でございますが、今後、指令台におけるユーザーインターフェースの改善、また、職員への適切な訓練等も必要であり、事業者と緊急通報受理機関との間で十分な調整を行っていく必要があるとしております。

2パラ目、こうした点を踏まえ、NTT及び事業者においては、メタルIP電話への切替えが開始される2024年1月には緊急通報に関する回線保留機能が新たな方式へ移行することを前提に、緊急通報利用者等への十分な対応が可能となるよう、緊急通報受理機関の意見を踏まえながら協議を進める必要があり、総務省においては関係機関との調整等を促すとともに、必要な制度整備についての検討を行うことが適当としております。

続きまして24ページ、第4章「技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保」についてでございます。

1パラ目、電気通信分野のユニバーサルサービスは、現在は「アナログ電話」及び「第一種公衆電話」、それに加えて、先ほどご紹介しましたような、この電話から発信される緊急通報について対象となっているところでございます。

2パラ目、「加入電話相当の光IP電話」についても、2011年の改正によりユニバーサルサービスの対象となりましたが、現在の具体的な提供地域は、震災復興エリアや新興住宅地等にとどまっています。

一次答申におきましては、最終的には5パラ目で、今後のユニバーサルサービスについては引き続き論点を整理していくことが必要であるというふうに整理されたところでござい

す。これを踏まえまして、6月7日の本委員会におきまして、NTTから「今後、無電柱化エリアやルーラルエリアにおいてアクセス回線として光ケーブルや無線を含めたさまざまな選択肢から最適な方法を選択できるようにしていただきたい」という提案がなされております。具体的なエリアのイメージは、下に示したポンチ絵のとおりでございます、その無線を使った通信手段につきましても、下図のとおりでございます。

これを踏まえまして、26ページでございます。具体的方向性といたしまして、1パラ目、一次答申においても、まず「メタルIP電話」について、ユニバーサルサービスとして提供されるオプションとして位置づけることが適切であると述べた。同様に、光ファイバー、無線の活用により、固定電話が現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、サービスを効率的に提供するための選択肢を広げる見地から、これらをユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある。こういう観点から、固定電話の提供に係る以下の4つの論点について総務省において検討することが必要としているところでございます。

①固定電話の提供手段の効率性・技術中立性の観点、②無線アクセスを活用する場合の技術基準の観点、③設備に関する規律の観点、④交付金制度の妥当性の観点。④の中で4行目でございますが、光ファイバーや無線を活用した加入電話相当の固定電話をユニバーサルサービスと位置づけた場合に、緊急通報等の確実な確保に向けまして、現行のユニバーサルサービス交付金制度がユニバーサルサービスの維持という制度上の要請に十分適合しているか検討の必要があると整理をしたところでございます。

続きまして、27ページの第5章をごらんください。「IP網への移行に関する諸課題への対応」として、3つの論点を整理しております。

1点目は、「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱いでございます。具体的にはL2スイッチの扱いでございます。一次答申を踏まえて、L2スイッチの扱いについては二次答申での検討課題となっておりました。

この点につきまして、28ページでございます。1パラ目、いわゆるIRU方式を活用した以下の図のような8社共同提案が取りまとめられまして、5月19日の本委員会で報告をされたところでございます。提供スキームの詳細は、説明を割愛させていただきます。

これを踏まえまして、29ページ、具体的方向性（考え方）でございます。1パラ目、「L2スイッチ」に関しては、上記スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて事業者間においてオープンな合意形成に十分配慮しながら詳細な整理を進めることが適

当。

2パラ目、「繋ぐ機能POIビル」内での複数の事業者が利用する「L2スイッチ」が上記スキームにより提供される場合は、NTT東日本・西日本が「L2スイッチ」の設置主体となります。

3パラ目、その点、技術基準への適合性が確保されるものとなっている必要があるという、「L2スイッチ」の課題についても整理をしております。

4パラ目、こうした点を踏まえまして、事業者においては「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の詳細な構成・仕様を早期に明確化する必要がある。総務省においては、事業者間協議を促進するとともに、IPネットワーク設備委員会における検討状況を踏まえ、技術基準等の整備を進めることが適当としているところでございます。

続きまして30ページ、「INSネット（デジタル通信モード）の終了に伴う対応」についてでございます。

一次答申におきましては、NTTによる取り組みの進捗状況について関係者からの意見聴取等を通じ、本委員会、また、「利用者保護WG」で随時確認することが適当とされております。これを踏まえまして、4月6日の本委員会において、3パラ目でございますが、INSネット（デジタル通信モード）の終了時期について、当初表明していた2020年度後半から24年初等に後ろ倒す意向、また、補完策の料金等についての現時点での考え方がNTTから示されております。こうした点を踏まえまして、5月に利用者保護ワーキンググループを開催し、関係事業者、関係団体の確認をしているところでございますが、まず1ポツ目、サービス終了時期の後ろ倒しに係るNTTの考え方については、いずれの出席団体からも肯定的な意見が示されております。

そのほか、課題も踏まえまして、31ページ、具体的方向性（考え方）を整理しております。INSネットの終了に伴う対応としては、①から④にお示した点を留意しながら引き続き調整を進めるようNTTに求めております。代替案への移行促進に向けた対応が①、②として補完策に係る一層の情報開示、③として他事業者との一層の連携、④としてサービス以降前における事前検証の実施でございます。

32ページでございますが、（2）その他としてINSネットの用途とはまた別ではございますが、音声通信を用いたデータの送受信に関しましても、NTTにおいて、これもINSネットと同様の利用用途が認められますので、検証関係の構築・提供、そのほかの情報提供について早期に対応していく。また、（3）で必要なフォローアップについて整理をして

いただいているところでございます。

続きまして、5.3「マイライン機能の扱い」について、33ページをごらんください。マイライン機能につきましては、登録数の減少、また、一部事業者のサービス終了の対応につきまして、前回の6月7日の委員会でご紹介をするところでございます。こういう点も踏まえながら、委員会においては、一番下のパラグラフでございますが、マイラインの扱いに関する3案。1案として、マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案。②として、メタル収容装置を活用してマイラインを継続する案。③としてIP網上で新たにマイライン機能を具備する案のそれぞれのコスト試算。マイラインの状況、例えば4区分同一の事業者を選択している事業者の割合、また、マイライン廃止に係る約款上の扱いの整理等に関し、事業者間協議の報告を受けたところでございます。

この点、事業者間協議におきましては、案①、マイラインを廃止しメタルIP電話の通話サービス卸へ移行する案自体を否定する意見はございません。具体的なマイラインのサービス移行の方法につきましては、タッチポイントの維持、コストの最小化、円滑なユーザー対応の観点から検討していると報告を受けておりました。これは35ページの図と対比しながらでございますが、まず、光電話などの巻き取りを行った上で、なお意思を示さない事業者におきましては、34ページの①でございますが、「4区分または3区分同一の事業者に登録している利用者」については、1社が提供する距離区分のない代替サービスに移行させる。②につきましては、「各区分で異なる事業者の登録している利用者」の扱いでございますが、この点、6月7日の委員会におきましては、それぞれ区分を残した「4区分卸」に移行する案と、区分をなくした「1区分卸」に移行する案がございました。

こちらにつきまして、委員会でも議論をしていただきました結果、資料34-2をごらんいただきたいのですが、「第33回電話網移行円滑化委員会（6/7）における議論を踏まえて」という報告が事業者から出ております。この1枚目の3ポツ目でございますが、本委員会における議論を踏まえて事業者間で協議した結果、案①、通話サービス卸に代替していく案について、事業者のユーザー対応リスク・コスト負担をミニマムにするための考え方・方法等について合意に至ることを前提に、当該事業者から要望されていた通話区分ごとの卸案（4区分卸）ではなく、通話区分を残さない案（1区分卸）とする方向で検討することで合意をしたという報告が出ております。

また、この案①を否定する意見は出ていない。ただし、コストの最小化、円滑なユーザー対応、卸の適正性・公平性・透明性の確保といった課題については解決に向けた協議を加速

していくということでした。

これを踏まえまして、34ページのほうへ戻っていただきますと、報告という点では②で、「各区分で異なる事業者に登録している利用者」につきましては、1社が提供する距離区分がない代替サービスに移行させるという趣旨のご報告がなされているところでございます。

これを踏まえまして、35ページ、具体的方向性（考え方）でございます。1パラ目、マイラインの制度により担保されてきた電気通信事業者間の通話に用いる番号の桁数の同等性の確保は、IP網移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において番号ポータビリティを行うことで可能となります。したがって、検討に当たって重要なのは、現在のマイラインの利用者をIP網の移行においてどのように扱うかということとしております。また、事業者間協議においては、試算の結果、マイラインの提供を継続するいずれの案についても大きな追加投資を伴う。案①について否定する意見は出ていない。これを踏まえて、委員会におきましては、3パラ目でございますが、登録数の年々の減少、距離に依存しない料金体系が一般的となると想定される点を踏まえ、IP網への移行後もマイラインを維持することは合理的ではなく、メタルIP電話の通話サービス卸を活用して提供する通話サービスへ移行することが適当ではないかとの指摘がなされたとしております。

36ページ、その上で案①を採用するとした場合、現在のマイライン利用者の電話の提供条件が、通話サービス卸の提供条件に大きく影響される点に留意する必要がある。実際、事業者間協議においても、卸の透明性・適正性・公平性の確保が課題と認識されています。

3パラ目、れについては、この通話サービス卸の提供条件について総務省において検証を行い、これが現実的と認められる場合には代替を進めることとして、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適当としております。

4パラ目、また、その場合、利用者、事業者の予見可能性、サービス選択可能性を確実に担保する観点から、通話サービス卸の料金提供条件について、第1章にありました、いわゆる廃止に当たってのルールにかからしめ、その事前の情報提供が図られるようにすることが適当であるとしております。

その上で、5パラ目、マイラインの周知に関しましては、NTTが行うメタルIP電話の移行に係る基本契約の扱いと同じタイミング・通知手段で行うことにより、利用者の負担の軽減、また、消費者被害を防止することが適当としております。

その他、必要な周知方法、費用負担につきましては、利用者への効果的・効率的な周知と円滑な移行を促す観点から事業者間でさらに検討を行う必要があるとしているところでござ

います。

続きまして、37ページ、第6章「固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて(まとめ)」でございます。これまでの移行工程・スケジュール、また個別課題の整理を踏まえまして、サービス移行、設備移行に係る具体的な移行工程・スケジュールについて、以下のポンチ絵のとおり整理をしているところでございます。上段がサービス移行、下段が設備移行でございます。それぞれごらんいただきますと、設備移行に関しましては、次のページ、38ページでございますけれども、2021年から開始するIP-IP接続に対応した技術基準等の整理。また、IP接続での発着信のためのENUM方式による番号解決等の番号管理の仕組みに対応した電気通信番号の適正な管理・利用を確保するための制度整備が必要となっております。サービス移行の関係でも、2024年の切替えに向けて、22年の一般周知、21年の卸の提示というスケジュールが提示されておりますので、遅くとも2021年にはマイラインの代替手段としての通話サービス卸の料金提供条件が確定するとともに、メタルIP電話の移行に向けた準備、取り組みが本格化すると。その前に十分な時間を確保した上で、移行等に係る取り組みについて必要なルールを導入することが求められます。

こうした点を踏まえまして、総務省においては必要な制度整備に着手することが適当であるとしているところでございます。こちらは24年、25年のみならず、2021年に大きな節目が来るという点を改めて整理をさせていただいたものでございます。

39ページは「おわりに」といたしまして、本報告書自体は、現時点での整理を行ったものでございます。こういう整理を踏まえまして、NTTをはじめとする事業者においては、この移行工程に向けた準備、取り組みを着実に進め、また、新たな課題、環境変化が生じた場合にはこうした対応を必要に応じて見直し、改善を図っていく必要があるとしています。この二次答申取りまとめ以降も、本委員会を定期的で開催してフォローアップを実施することが適当としております。総務省においては制度整備、事業者の協議を促進すること、また、こういう移行工程・スケジュールをわかりやすく国民に共有し、周知に努めることも重要であるとまとめているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

第一次答申を受けて、残された課題について議論してきたわけでありますが、今、事務局からご説明いただいたように、今回の報告書ではかなり大きな点についての事業者のご同意もありますし、我々としての同意もあるということではないかと思っております。

それでは、この報告書の内容について、先ほど申し上げましたように、前半部分と後半部分に分けて、前半部分というのは「はじめに」というところから第2章までということになりますが、それから3章以降というふうに分けて議論をしたいと思いますが、ただ、全体についてのご感想とかいうことであれば、その議論の区分にかかわらずご発言いただいても結構だというふうに思います。それでは、いかがでございますでしょうか。何かご意見あるいはご感想ということでご発言ありますでしょうか。こういうときはやっぱり相田先生からということ。

○相田主査代理 基本的にはこれまでの議論の方向に沿ったものと思います。前半で言うと、ちょっと2点ほど気になったところがありますけれども、11ページのところで、発番事業者という言葉が出てきて、これ、どこかで説明ありましたっけ。ほかのにはいっぱい脚注がついているのですけれども、発番事業者とは何かということについて、最初に契約した事業者には実際には相当するわけですが、定義を書いていたほうがいいかなど。いうふうに思います。

それから、17ページのところで、2.2.2で、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」はIP網への移行完了までに開始する必要があると、ぼんと書いてあるのが、ちょっとこれはややショートカットかなと思いますので、結局、2024年の時点で順次切りかえていくときに、今まで行っていた番号ポータビリティができなくなるというようなことがないようにするためには、2024年までにとにかく少なくとも片方番号の面からはIP網にのせないといけないわけですが、その後、改めて双方向をまた作り直すというのは明らかにむだですから、2024年までに双方向の番号のメカをインプリし、それで全部のIP網の移行が終了した時点で速やかに双方向番号を実現することが妥当であるとか、何かそんなような、もう少し表現を補っていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

事務局。

○安東事業政策課調査官 2点ともおっしゃるとおりでございますので、1点目は注釈で説明をさせていただきます。2点目につきましても、同様にENUM方式などの実装を踏まえて25年までの全切りかえが終われば双方向という趣旨はご指摘のとおりでございますので、その趣旨を加えさせていただきたいと思います。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかにご覧ですか。じゃあ、長田さん、お願いします。

○長田委員 何か感想めいてしまうのですけれども、4ページのところのNTTさんから示された考え方のところで、メタルIP電話の終了時期を具体的に示すことは困難って書いてあって、今度は委員会が示すところは、可能な限り早期の確定・公表が求められるとなっているのですけれども、その後ずっと読んでいくと、それでその場でこの件は終わってしまっているのです。できれば「おわりに」かどこかにやっぱりそのことも書き加えておいていただかないと、何かこれでIP-IP接続が完了したらおしまいねっていうふうになってしまうのは困るなと思っています。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

○安東事業政策課調査官 今後の予見可能性の観点で、こういう点も情報開示を求めるという趣旨で1文を追加すべきということでございますね。

○山内主査 そういうことでよろしいですか。じゃあ、ご対応いただければ。

○安東事業政策課調査官 はい。

○山内主査 そのほかいかがですか。前半部分についてはないということでもよろしいんですか。あるいは後半も入れて、じゃあ、全体についてご議論ということで行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田主査代理 後半のほうで24ページのところで、2番目のパラグラフのところでもって、「加入電話相当の光IP電話についても、ユニバーサルサービスの対象となったが」という書き方をしてあるのですけれども、次のページのほうではメタルIP電話はユニバーサルサービスのオプションとして位置づけるという言い方になっているので、24ページのほうも言い方をあわせていただいたほうがいいのかということ、NTTのほうの判断で、下のあれに書いてあることですのでけれども、光ファイバーでやるほうがコスト的に合理的だと思ったら、それでやってもいいということでもって、加入電話相当の光IP電話を引いてくれとこっちから言っても引いてもらえるものでは必ずしもないという意味で、ちょっとこの表現だと誤解を招きやすいかなと思いますので。

○安東事業政策課調査官 いただいたご趣旨のとおり修正いたします。

○山内主査 ありがとうございます。

じゃあ、池田委員、どうぞ。

○池田委員 感想ですけれども、一次答申のときから参加させていただいて、スケジュール感というのが全然、当初は見えていなかったのですが、二次答申の取りまとめがなされて、節目節目というものが2021年とか2024年とか2025年っていうふうに具体的な年、そして1月とか、具体的な時期が明らかになったというのは、予見可能性が高まったという意味ではほんとうによかったと思います。あとは、この報告書が取りまとめられて、具体的に円滑に移行できるように事業者の皆さん、そしてまた総務省の皆さんに円滑に促進するという方向でご努力いただくと大変ありがたいと思っております。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかに、ご感想でも結構ですから、何かご発言があれば。関口委員。

○関口委員 一次答申の初めにも書いてあるのですけれども、一番最初のところですね。これはNTT持株さんのほうから概括的展望が2010年に出てきて、このときたしか最終ユーザーにとってみるとわからないうちに取りかえられるんだというような趣旨で、円滑に移行が進むということをおっしゃったわけですけれども、この点で黒電話のユーザーはおそらくほんとうにあまり意識をせずというか、円滑に移行が進むと思うのですが、それにしてもマイラインの解決について最終回までこうやって時間がかかりましたし、それから、特にISDN、INSについては少なくともNTTさん自身がどういう使われ方をしているかすらわからない状況の中で、ほぼ全産業、全事業者に対してのさまざまなケアが必要だったということがわかったということで、やっぱりやってみないとわからないというのがあったし、それから、今回の報告書の17ページでも指摘されていますように、データベースひとつとってみても、特に個別データベース方式と共有データベース方式を、当初は2つ用意して、中小事業所向けには共用のほうが多いんじゃないかと思っていたんだけど、ふたをあけてみたら、2社さんだけが共通データベース方式を希望されるというような形で、やはりいろいろなメニューを想定して予定していたことと随分違うことが起きてきて、そういったプロセスの中でようやくこうやって二次答申にたどり着いたという点では、いろいろ私たちにとってみても勉強になることが多かったし、それから、緊急通報を含めてさまざまなニーズがあって、そういったものに丁寧に対応することが私たちには求められているんだなと実感をしたという点では一定の成果は得られたと理解しています。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかに。酒井先生、どうぞ。

○酒井委員 感想に近いのですけれども、電話網っていうのは昔から、これは声を通すためのネットワークなのか、それともアナログ信号を通すネットワークなのかっていうのはちょっとわからないところがあったのですが、もともとは声を通せばよかったですでしょうけれども、アナログ信号まで通っちゃうので、それを使ってISDNをやったりモデムをやったり、まあ、ISDNはちょっと違うかもしれませんが、ある意味ではADSLなんていうのも加入者線の部分が、いろいろなものが通るといふのを利用したのだらうと思います。そこでやめるとなると、声の点の代替は比較的簡単だったのですが、ISDNになるとちゃんとしたNTTのサービスなので、このためにはこうしなきゃいかんというのが結構ありましたし、モデムというのはNTTも何の責任もなく、勝手に使っているだけなんですけれども、そうはいつでもやめる以上はモデムが通らなくなるとまずいという議論がありまして、表には出ていないですけど、実行上は多分問題なくなるんじゃないかと思います。

そういう意味で、最後、ADSLがどうなるのかというのは、ちょっと私もよくわからないのですけれども、そういう意味では意外と予想外のことは今後も出てくる可能性がありますので、中心はこれでいいと思うのですけれども、注意深く見ていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

必然的に北委員。

○北委員 私も感想だけでございます。この報告書案の中にはこれまでの議論が過不足なく盛り込まれておりまして、異論はございません。当初、大丈夫なんだろうかと申しますか、着地点が見えない課題がたくさんありましたが、一次答申後、加速度的に事業者間の意識合わせも進み、このような形で順次解決され、スケジュールも含めて確定できたということに対して、ほんとうに関係各者さんのご努力に敬意を評したいと思います。

これはちょっと余計な話だと思いますが、私、この委員会を通して、コスト対効果について言い続けてきました。各オプションと、それに対してどのぐらいお金かかるのかを出してもらわないと判断できないよと、いろいろなところで何回も言ってきました。NTTさんのみならず、NCCさんも含めて、今回の移行において一つ一つ積み上げていくと、かなりのコストをかけることになります。毎回、何億円、何10億円という情報がありましたが、それらが累積していくわけですから。さらにそこにかかわる人件費。これからお客様へ情報を周知するためのさまざまな取り組み。特に大手法人の場合、1社1社に話をしなければいけ

ない。そういったコストが相当かかっているということは、ぜひ各社さん、I Rのときにも主張していただきたい。儲かっているから相殺しますということだとは思いますが、P S T NのI Pへの移行というのはどれだけ大きなプロジェクトなのかということ、この業界挙げてアピールしていく内容であると思いますし、こういう完全I Pへの移行というのはほかの国では行われていない。おそらく日本が世界で最初ということであればこそ、当然それだけのコストを我々は負担しなければいけないですが、それを補って余りあるメリットとしてこういうものがあるんだよ、ということを広く周知していただきたいと思います。

あとは、このスケジュールどおり滞りなくマイグレーションが行われることを期待しております。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

じゃあ、岡田委員。

○岡田委員 ご指名ですので、簡単にコメントさせていただきます。二次答申の報告案、非常に短い期間で事務局の方も、それから事業者の方も、大変密度の濃い検討をされてでき上がったもので、しかも委員会の過程で取り上げられた問題も丁寧にフォローされていて、内容も大変具体的で、よい報告書に仕上がっているというふうに思います。この間の関係者の方々のご苦勞に敬意を表したいと思います。

私、一次答申の途中からしか参加していないので、議論の経緯を十分フォローしていない嫌いがあるのですが、一次答申では、利用者への事業者の対応において、かなり競争を意識した書きぶりだったと思います。一次答申と二次答申をあわせて読むと、競争的な市場環境を持続して、利用者の利便性を高めるという方向性がより一層理解できると感じました。今後、さらに具体的な施策等が進められていくことを期待したいと思います。

簡単ですけれども、以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

それじゃあ、大谷委員、よろしく願いいたします。

○大谷委員 ありがとうございます。私も感想になってしまいますけれども、皆さんが大切なことを既に言われた後ですので、あまり申し上げることがないのですが、最初、この二次答申の報告書案を拝見したときに、一次答申の報告書にはたくさん単語として競争という言葉が出ていたのが、二次答申の報告書ではむしろその言葉をみだりに使わないというか、ポイントを絞っているという印象を受けております。

つまり、最初の一次答申の段階では、これはちょっとよくない言い方になるかもしれませんが、サービスとか設備の廃止を機会として市場の公正性とか透明性がゆがめられることへの懸念というのを漠然として事業者も、それから我々も少し抱いていたと思います。それを実際にはこの議論の過程で事業者間協議を進めていただき、あるいはNTT東西のほうで十分な情報開示をしていただくことによって、少しずつその懸念が払拭されていったということで、もちろんNGNについてこれから新たな競争条件を整えていくという仕事は引き続き残っているとは思いますが、ほぼ払拭できたのはこの第二次答申の報告書の文言に表わされていると思って見ておりました。

ただ、別にこれは悪意を持ってではなくて、意図せずして大きなサービスがなくなっていくということは市場に与える影響などが全く発生しないということではないと思いますので、これからどのように市場が整っていくのかといったことについても引き続き全員が関心を持って見続けて、検証を経て、また、対応すべき点がありましたら対応していくという意識が必要ではないかと思っております。

それから、もう1点が、今回、契約が変わるということなのですが、私も企業法務を担当しておりますと、いろいろ終わっていくサービスの手当などを実務的に対応することが多いのです。どういう説明書をつくったらこれは有効になるのかとか、変更が無効にならないのかということも社内からもよく相談を受けたりするのですが、ある一時点をとれば、ここまでやっておけば大丈夫というポイントは見えるかもしれないのですが、どんどん世の中の事情が変わって行って、新しい事実が発見されたりということもあるので、何かその説明責任というのは、ある時点で何かをやればそれできれいになるというものではなくて、その都度その都度、必要とされていることに対応していくということが、変更後の契約の有効性を担保する手段だと理解しておりますので、本件についてもそれがより当てはまる事例になるのではないかと思います。

最後に、関係者のご努力に私としても敬意を表して、発言を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○山内主査 どうもありがとうございます。

内田委員。

○内田委員 ありがとうございます。私が最後でしょうか。既にいろいろな方がおっしゃってくださっていますのでつけ加えることもないと思うのですが、私の感じた感想をちょっと述べさせてもらいたいと思います。やはり技術としては、回線交換からパケット交換

に移るということで、通信技術史としては非常に大きな出来事が起こるということ、教科書に将来載っていくような、そういう大事なプロジェクトなのかなと思っています。それだけに、この報告書を見ていても、印象としては、この技術的な内容が非常に多くて、手厚く議論されていたのではないかなと思っています。実行に移すとなると非常に大変なことは容易に想像できて、現場の方々は非常にご苦労が多いのではないかなと思います。その過程で、多分、細かく気づかなかったところが出てきて、やはり問題が生じることもあるのかなと思いますが、その都度その都度やはりそういった問題を複数の事業者間などで共有をしながら解決をしていくことが大切ではないかなと思っています。

当初、いろいろなサービスがなくなるということ、サービスとしては少しデグレードしていくような、そういった印象を持つ部分もあったのかなというふうに思いますけれども、そういったところもうまくフォローしながら、競争とかコストとかいったことの現実的な問題も考慮しながら、技術的には未来指向的な、そういった取りまとめになっているというのは非常に良かったと思っています。このような形で現実的な問題にも配慮しながら、技術的には未来指向の取りまとめになったということは非常に良かったかなと思っています。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

そのほかにご発言のご希望ございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

今、お聞きになっていただいたように、今回の報告書に関しまして、特に皆さん、ご異論があったというわけではないというふうに思っております。若干の修正については、事務局のほうでもご対応いただくということでありますので、その点をお願いをしたいと思います。

私の感想を申し上げますと、皆さんがおっしゃったことに尽きているのですけれども、やはりある意味で、今、内田さんが言ったように、世紀の大きな転換だと思うので、我々がここに立ち会えたということについては非常に大きな感動を抱いております。その背景にあるのは、やはりこれは事務局の努力でありまして、今回、この報告書ができたわけですが、報告書の奥にあるといいますか、報告書になるまでのそのプロセスがものすごく大変だったということを委員の皆さんもよくご存じだし、それから、関係の業界の方もよくご参加になってわかっていらっしゃると思うので、私はその全てについてここで感謝を申し上げて、こういう形のまとめになったことをほんとうに皆さんと一緒に喜びたいと思っております。

先ほどありましたように、これはコストもかかりますし、便益もあるので、やはり社会的

なプロジェクトとして、これは便益がコストを上回るような形で最終的に帰着することを願うということが一つと、それから、これももう出ましたけれども、非常に個人的な興味で言うと、競争という側面と、それからそれを支える合意の必要性とか、こういったものがまさに明確な形で出てきた今回のプロジェクトだったというふうに思っています。そんな点も思い起こしながら、事務局の皆さんに感謝をして終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、報告書のほうは、今申し上げましたように、基本にご同意をいただいたということでありまして、ただ、最後にさらに何か細かい修正が出るかもしれませんので、それについては私のほうにご一任をいただきたいと思っております。その修正が仮にあれば、先ほどのご対応いただくという点と、さらにプラスして、仮に修正があったとすれば、その修正を行った上で、本委員会の報告書として、これは電気通信事業政策部に報告をさせていただきたいと思っております。そこでまたご審議いただいて、これはパブリックコメントということになるかと思っております。

それでは、最後に事務局からご連絡をお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　今ほど山内主査からお話のありましたとおり、本委員会の報告書につきましては、6月28日、水曜日に開催されます電気通信事業政策部に山内主査からご報告の上、ご議論いただくこととなっております。また、今後の委員会日程等につきましては別途案内をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○山内主査　どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上